

屋外広告物の手引

令和7年4月

群馬県県土整備部都市計画課

目 次

I	はじめに	p. 2
1	屋外広告物条例の概要	p. 2
2	屋外広告物とは	p. 3
II	禁止広告物及び禁止物件	p. 4
1	禁止広告物	p. 4
2	禁止物件	p. 4
III	地域の区分	p. 5
1	禁止地域	p. 5
2	許可地域	p. 7
3	特別な地域・地区	p. 7
IV	適用除外	p. 8
1	自家広告物の適用除外	p. 8
2	案内広告物の適用除外	p. 9
3	その他の適用除外	p.10
V	許可基準	p.11
1	許可共通基準	p.11
2	自家広告物の許可基準	p.11
3	非自家広告物の許可基準	p.16
4	短期広告物の許可基準	p.21
VI	手続など	p.22
1	許可申請の手続	p.22
2	広告物を表示する者の責務	p.23
3	許可手数料・許可期間	p.24
VII	屋外広告業の登録	p.25
VIII	違反広告物に対する措置、罰則	p.26
IX	条例違反に対する氏名公表、業者監督処分	p.27
X	屋外広告物許可の申請窓口	p.28
XI	屋外広告業登録の申請窓口	p.28

I はじめに

屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。また、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもあります。

このため、屋外広告物条例では、①良好な景観の形成と風致（自然の趣き）の維持、②公衆に対する危害の防止という、2つの観点から、屋外広告物の規制を行っています。

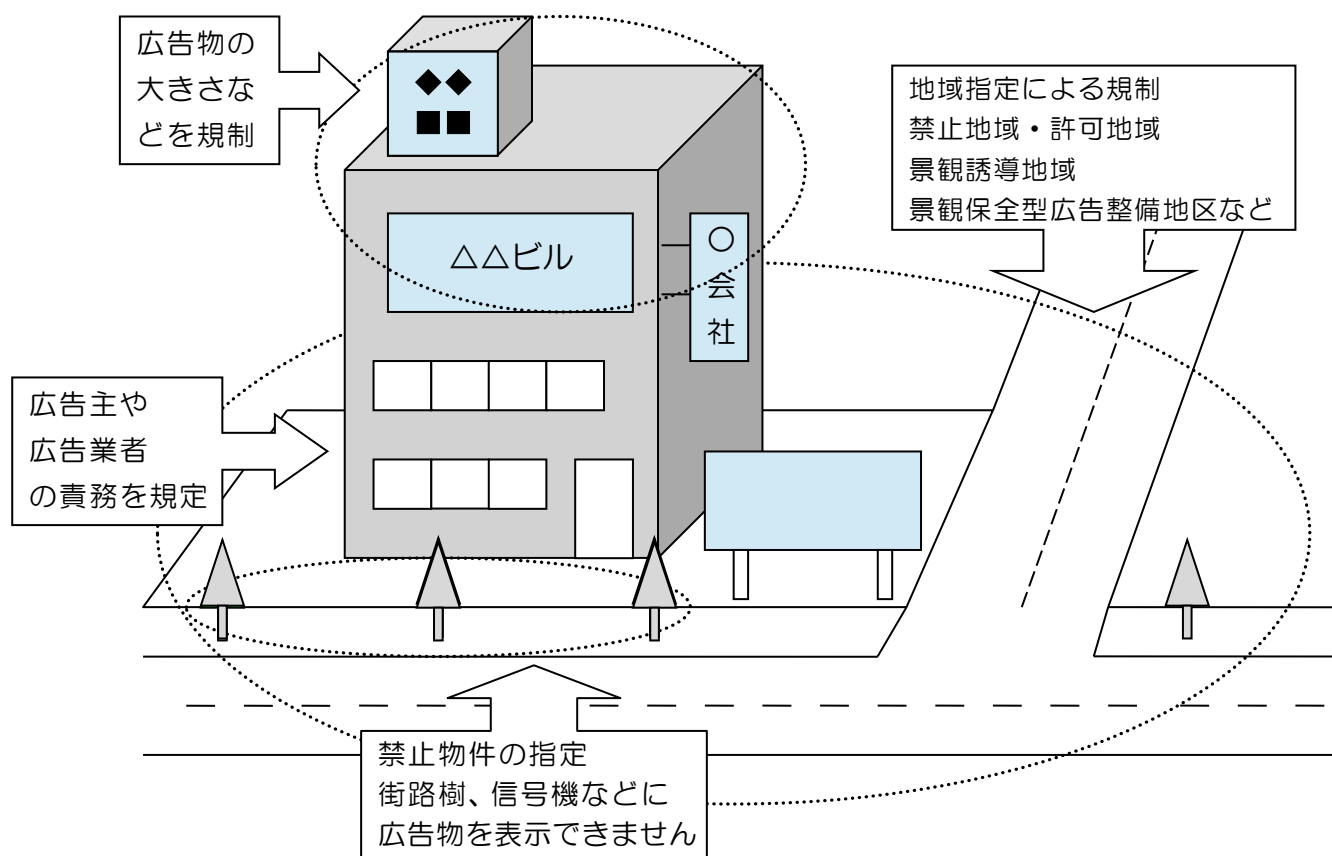
従来から、屋外広告物の規制は、都道府県の条例に基づいて実施してきましたが、政令市や中核市、さらに平成16年に制定された景観法による景観行政団体となった市町村においても、条例を制定することができるようになりました。

現在、県内では中核市である前橋市及び高崎市のほか、景観行政団体である桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、下仁田町、中之条町及び川場村が、独自条例の制定により屋外広告物の規制を行っています。

なお、県及び各市町村における申請窓口については、27頁を参照してください。

1 屋外広告物条例の概要

- ・ 屋外広告物の表示が規制される「禁止地域」や「禁止物件」、「許可地域」等を定めています。
- ・ 許可を受ける場合の許可基準や、その他の表示の基準を定めています。
- ・ 許可申請の方法や屋外広告業の登録、罰則などを定めています。
- ・ 広告主や屋外広告業者の守るべき基準や責務を定めています。



2 屋外広告物とは（条例2条）

- 条例の規制対象となる「屋外広告物」は、次の4つの要件をすべて満たしている広告物をいいます。（営利、非営利の別を問いません。）

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間継続して表示」とは、定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は屋外広告物になりません。これらは、電柱や塀などに貼はられたときに初めて定着性を有し、「屋外広告物」に該当することになります。

② 屋外で表示されるもの

「屋外で表示」とは、広告物が建築物等の外側にあることが必要で、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物（商業施設のショーウィンドウ内に設置されたもの・自動車などの窓の内側から外側に向けてはり付けるステッカーなど）であれば、「屋外広告物」に該当しません。

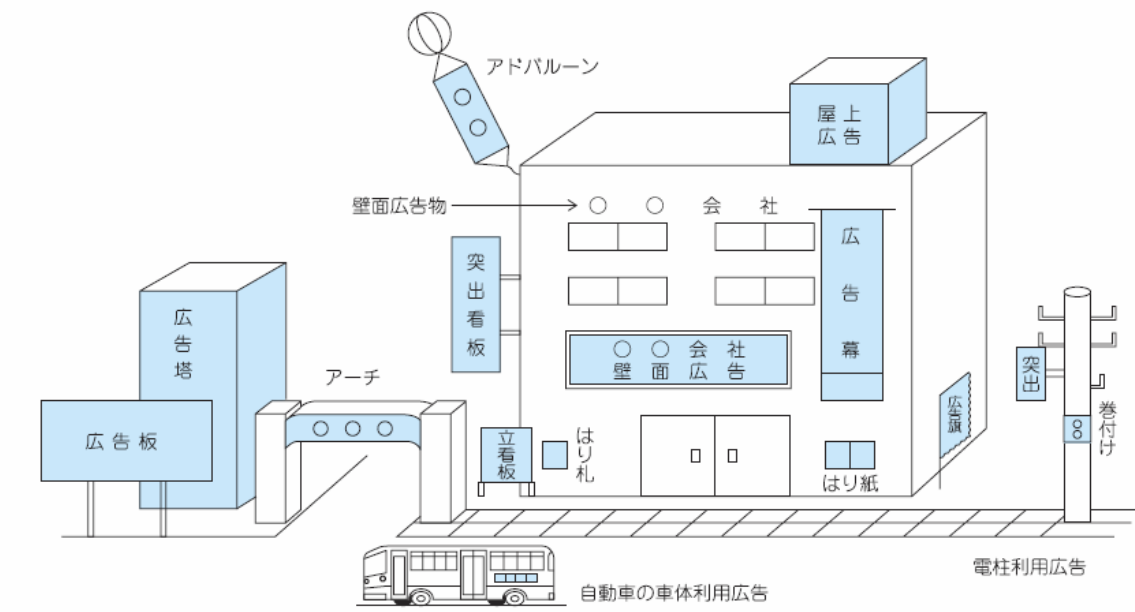
③ 公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、不特定多数に対して表示するものをすべて含むのではなく、例えば、建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に」表示されていないことになります。（例、野球場や鉄道駅構内の内側に向かって表示される広告物など）

④ 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板、建物ばかりでなく、もともと広告物の表示又は掲出の目的をもったものではない煙突や塀のようなものなどを意味し、これらを利用したものも「屋外広告物」に該当します。

広告物の種類（イメージ）



Ⅱ 禁止広告物及び禁止物件

- ・「禁止広告物」は、禁止地域や許可地域の区分に関係なく、どんな場合にも表示することができない広告物です。
- ・「禁止物件」は、原則として、広告物を表示することができない物件です。

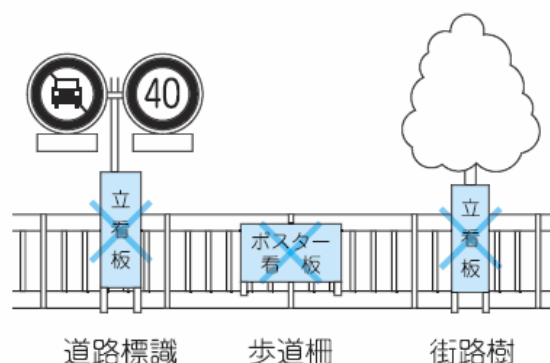
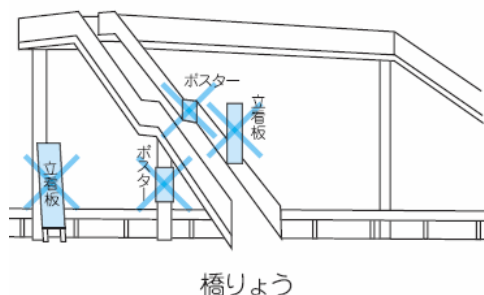
1 禁止広告物 (条例15条)

- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ④ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ⑤ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ⑥ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

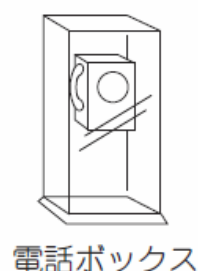
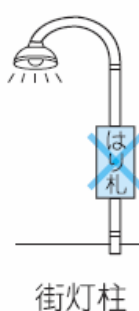
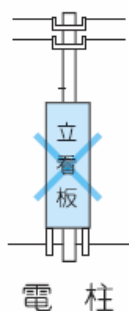
2 禁止物件 (条例6条)

(1) 次の物件には、原則として広告物を表示することはできません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ② 石垣、擁壁
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール
又は歩道さく、こま止め、里程標
- ⑤ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑥ 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、
路上変電塔
- ⑦ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑪ 道路の路面



(2) 次の物件には、はり紙、はり札、立看板、
広告旗を表示することはできません。
電柱、街灯柱



Ⅲ 地域の区分

- ・県条例による規制地域は、「禁止地域」又は「許可地域」のいずれかに区分されます。
※下記のほか、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、下仁田町、中之条町及び川場村の各条例により、規制地域が設けられています。
- ・さらに、特別な地域・地区として、景観誘導地域、景観保全型広告整備地区などがあり、個別ルールによる規制が行われています。

基本となる地域区分		
禁止地域		良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所
許可地域	第一種	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所（第二種許可地域以外）
	第二種	都市計画法の都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所（商業地域・工業地域など）

1 禁止地域（条例5条）

- ・禁止地域には、原則として、広告物を表示できません。
- ・ただし、自家広告物や案内広告物などの適用除外があります。（適用除外は8頁）

次の地域・場所では原則として広告物を表示することはできません。

5条	各号	禁止地域に指定されている地域、場所
禁止地域	1	第1種／第2種低層住居専用地域 第1種／第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 景観地区（なし） 風致地区（阿左美風致地区はJR両毛線から100m以内のみ。茂林寺風致地区を除く。） 緑地保全地域（なし） 特別緑地保全地区（館林市〈茂林寺〉） 生産緑地地区（なし） 伝統的建造物群保存地区（なし）
	1の2	知事が指定する景観法に基づく準景観地区の建築物等の規制地域 ・指定なし
	1の3	知事が指定する景観法に基づく地区計画等形態意匠条例による規制地域 ・指定なし
	2	市民農園整備促進法に基づく市民農園
	3	知事が指定する国指定の重要文化財・国宝・重要有形民俗文化財指定建造物及びその周囲 ・上三原田（渋川市赤城町）の歌舞伎舞台の周囲100m以内 史跡、名勝、天然記念物（国指定）
	4	知事が指定する県指定の重要文化財、重要有形民俗文化財指定建造物及びその周囲 ・指定なし
	5	森林法に基づく風致保安林
	6	国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
	7	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
	8	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹林
	9	高速道路、自動車専用道路の全区間

禁止地域	10	知事が指定する道路、鉄道等から展望できる地域 (1) 次の道路から展望できる両側100m以内 ・県道渋川松井田線（渋川市内の一部） ・県道水上片品線（みなかみ町内の一部） ・安中市市道横川妙義山線の一部 ・国道17号（みなかみ町内の一部） ・国道292号（長野原町～草津町間の一部） ・県道沼田赤城線（沼田市内の一部） ・県道沼田水上線（みなかみ町内の一部） ・国道120号（沼田市内の一部） ・国道18号（碓氷バイパス起点～長野県境） (2) 次の高速道路の本線から展望できる地域で、本線の路端から300m以内（ただし、自家広告物を高速道路に向けないで表示する場合を除く。） ・東北自動車道、関越自動車道、上信越自動車道（ただし、前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市及び下仁田町内の区間を除く。）
		自家広告物等で高速道路に向け表示しなければ掲出可能 許可地域（高速道路から見えない地域） 防音壁など 300m 禁止地域
		注1）原則として、高速道路から300m以内の地域は、禁止地域ですので、高速道路から見えないことは、広告主が明らかにする必要があります。 注2）高速道路から展望できる禁止地域であっても、自家広告物については、高速道路に向けて表示しなければ、許可地域の区分に従って屋外広告物を掲出することができます。
		11 都市公園法に基づく都市公園、その他公園緑地等
		12 都市緑地法に基づく市民緑地
		13 知事が指定する河川、湖沼、渓谷、高原、山、山岳及びこれらの周囲100m以内 ・洞元湖・藤原湖・赤谷湖・大峯沼・草木湖・神流湖（藤岡市内の区域を除く。） ・利根川左岸のうち、昭和村内の一部
		14 知事が指定する空港、駅前広場及びその周辺 ・JR（上毛高原駅、安中榛名駅、渋川駅）
		15 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建物、敷地
		16 知事が指定する古墳、墓地及びその周囲100m以内 ・指定なし
		17 知事が指定する社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその周囲 ・指定なし
		18 知事が指定する県景観条例により指定された景観形成地域 ・指定なし
		19 その他知事が特に必要と認めて指定する地域又は場所 ・指定なし

2 許可地域（条例7条）

- ・ 禁止地域以外の場所は、許可地域となります。
- ・ 許可地域で広告物を表示する場合には、原則として、許可が必要になります。
- ・ 許可地域は、2区分あり、表示できる広告物の大きさなどの基準が異なります。

許可地域	第一種	第二種許可地域を除く区域
	第二種	次の用途地域に指定された区域（禁止地域に指定された場所等を除く） ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域

3 特別な地域・地区

通常の禁止地域、許可地域以外の特別な地域・地区として、景観誘導地域、景観保全型広告整備地区があり、下記のとおり指定されています。

（1）景観誘導地域（条例7条の2）

- ・ 景観誘導地域に指定された道路の沿道は、通常の許可地域とは異なる許可基準等が設けられています。

景観誘導地域の概要	指定状況
観光地へのルート等、特に良好な景観形成が必要な地域を知事が指定。指定された地域では、それぞれの景観特性に応じて、屋外広告物の許可基準等の特例を設けることが可能。	・ 上信自動車道景観誘導地域 （平成29年3月10日規則第10号） ・ 甘楽町景観誘導地域 （令和2年3月27日規則第16号） ・ 西毛広域幹線道路景観誘導地域 （令和3年1月29日規則第6号）

景観誘導地域の具体的な指定範囲及び基準の特例については、群馬県ホームページを参照してください。

（2）景観保全型広告整備地区（条例9条）

- ・ 景観保全型広告整備地区に指定された板倉町ニュータウンと片品村内ロマンチック街道沿道は、許可とは別に板倉町、片品村に届出が必要です。

景観保全型広告整備地区の概要	指定状況
良好な景観を保全するため、市町村の申請に基づき沿道地区、都市機能の集積、豊かな自然環境を有する地区等を知事が指定。広告物の表示等に関する基本指針として、基本構想や広告物の位置や意匠、その他の表示方法に関する事項等を決定。	・ 板倉ニュータウン広告整備地区 （平成11年3月31日告示） ・ 片品村内日本ロマンチック街道広告整備地区 （平成13年3月30日告示）

これら2地区については、許可基準の他に規制が上乗せされています。土木事務所への許可申請の他に板倉町、片品村に届出が必要です。詳しくは板倉町、片品村にお尋ねください。

Ⅳ 適用除外

- ・ 例外的に、禁止地域や禁止物件に表示することができる広告物や、許可地域で許可を受けずに表示できる広告物を定めたものが、「適用除外」です。
- ・ 自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な広告物が「適用除外」として規定されています。

1 自家広告物の適用除外（条例13条3項・5項）

- ・ 自らの事業所等に店名などを表示する「自家広告物」については、必要最小限の広告物は自由に設置することができます。
- ・ 禁止地域では合計10㎡以内、許可地域では合計15㎡以内です。
- ・ 許可地域では、これを超える場合は許可が必要になります。（12頁参照）

※ 自家広告物とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物」をいいます（条例2条4項）。

①適用除外（手続き不要）の基準は、以下のとおりです。

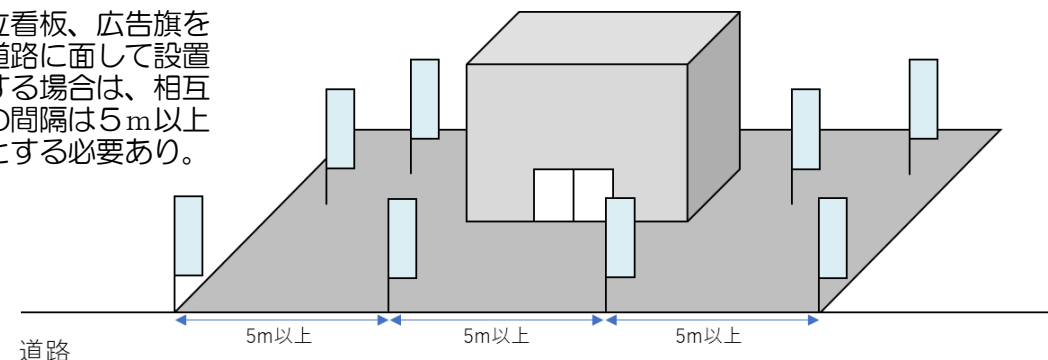
区 分	表示面積など		その他条件	備 考
「許可地域」 に表示可能	合計面積：15㎡以下		許可共通基準、許可個別基準に適合していること	15㎡を超過する場合は、要許可
「禁止地域」 に表示可能	合計面積：10㎡以下		・ 屋上以外の場所であること ・ 光源の点滅がないこと ・ 許可共通基準に適合しているものであること ・ 許可個別基準（第1種許可地域）に適合しているものであること	10㎡を超えて表示することはできない。 簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。
	高速道路などの指定道路沿線の禁止地域（高速道路から展望できる地域で本線から300m以内など）では、当該道路に向けないで表示することにより、許可地域と同様に自家広告物の表示が可能です。			
「禁止物件」 に表示可能	石垣・擁壁	5㎡以下	許可共通基準に適合していること	
	送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンクなど	禁止地域		
		許可地域		

②はり紙、はり札、立看板、広告旗を自家広告物として表示する場合の適用除外基準（許可地域のみ）（条例13条6項3号）

区 分		許可地域共通
個 数 (枚数)	はり紙、はり札、立看板、広告旗の合計	敷地の接道延長距離（メートル）を5 で除して得た値（端数切り捨て）+5 個（枚）以下
表示面積	はり紙	1 枚あたり 1.5 ㎡以下、一面に同一のもの4 枚以下
	はり札	1 枚あたり 0.5 ㎡以下、一面に同一のもの4 枚以下
	立看板、広告旗	1 個あたり縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下 道路に面して設置する場合は、相互の間隔は5m以上

<模式図>

※立看板、広告旗を道路に面して設置する場合は、相互の間隔は5m以上とする必要あり。



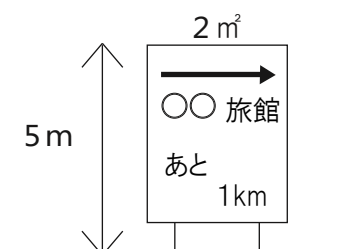
道路 5m以上 5m以上 5m以上

(計算例)
 接道延長距離が15mの場合、敷地内に設置可能な個数は、 $15 \div 5 + 5 = 8$ 個以下

2 案内誘導広告物の適用除外 (条例13条4項、規則別表2)

- 案内広告物（案内誘導広告物と案内図板）は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。
- 禁止地域で表示できる案内誘導広告物は、一面の表示面積が2㎡までです。
- なお、許可地域では、一面3.3㎡までです。（17頁参照）

禁止地域内での許可の基準は、以下のとおり。

区 分	禁止地域										
表 示 面 積	- 一面2㎡以下、合計4㎡以下 - 集合で表示する場合は、10㎡以下（一つの目的地の広告は2㎡以下）、合計20㎡以下										
高 さ	5m以下										
個 数	一つの目的地につき3個以下										
表 示 内 容	- 施設や場所への誘導を目的としていること - 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること										
表 示 場 所	建築物の屋上以外の場所であること										
そ の 他	建植広告以外は、上記基準のほか、その広告物の許可個別基準にも適合していること										
<模式図>	 2㎡ 5m 集合看板 10㎡ <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>A</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>B</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>C</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>D</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>E</td><td>2㎡</td></tr> </table>	A	2㎡	B	2㎡	C	2㎡	D	2㎡	E	2㎡
A	2㎡										
B	2㎡										
C	2㎡										
D	2㎡										
E	2㎡										

3 その他の適用除外（条例13条）

- ・ IV 1, 2 以外の適用除外は、下表のとおりです。
- ・ 適用除外でも、届出や協議が必要な場合もありますので、留意してください。

項・号	区 分	禁 止 地 域	禁 止 物 件	許 可 地 域	手 続 要 否	基準等（規則10・12条）
1・1	法令の規定により表示・設置する広告物等	○	○	○	不	
1・2	国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する広告物等	○	○	○	※	犯罪捜査等に係る広告物 上記以外は、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものを除き、届出又は協議が必要
1・3	公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等	○	○	○	不	
2・	公共施設等に寄贈者名等を表示する場合	○	○	○	不	1施設に1個。表示する物件の平面積 1/20 以下かつ 0.5㎡以下
3・2	自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○	/	○	不	2㎡以下
5・2	禁止物件の管理上必要な広告物	/	○	○	不	
3・3	工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する広告物	○	×	○	不	動植物、風景など風景に調和した広告物で営利を目的としないもの 工事の進捗状況など工事現場の管理に必要な内容の広告物、かつ合計 10㎡以下
3・4	祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの	○	×	○	不	祭典などが開催されている期間に限る。事前のPR活動は不可
3・5	講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会などの会場敷地内に表示する広告物	○	×	○	不	
3・6	車体利用広告物	○	/	○	不	・ 3㎡以下のもの（電車は 15㎡以下） ・ 公共的目的で表示するもの ・ 所有者等の当該車両の営業内容等を表示するもの
3・7	他の自治体で登録された自動車に、他の自治体の条例に適合して表示された広告物	○	/	○	不	
3・8	人・動物・車両（電車・自動車を除く）・船舶等に表示される広告物	○	/	○	不	
3・9	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物	○	/	○	不	
3・10	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	○	×	○	※	届出が必要。表示期間は4か月以内。 ただし、表示期間が2か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したものは届出不要
6・1	営利目的でない講習会・スポーツ大会・労働組合などの広告物	×	×	○	届	表示期間は 1 か月以内、かつ届出が必要
6・2	公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	×	×	○	届	届出が必要

○：表示できるもの ×：表示できないもの 不：手続不要なもの 届：届出が必要なもの

※：一定の場合、届出が不要となるもの。基準等欄参照のこと。

V 許可基準 (規則別表7)

1 許可共通基準

広告物を表示する際に留意すべき点を、許可共通基準として、次のとおり定めています。

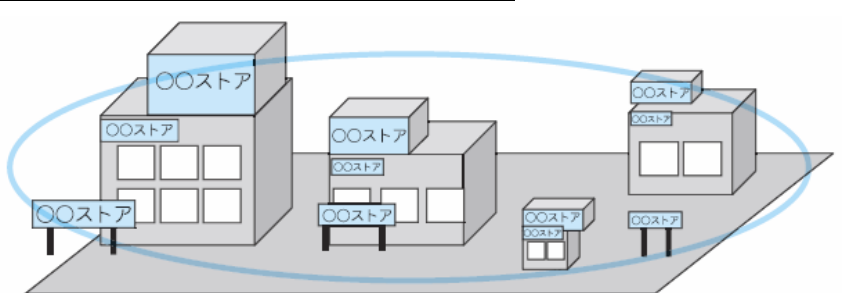
- ・位置、形状、大きさ、色彩、意匠などが周囲の景観と調和していること。
- ・裏面、側面、脚部などが景観の形成・風致の維持に配慮していること。
- ・材料は腐食・損傷しにくいものやさび止めなどの損傷防止の措置をしたものであること。
- ・自重や積雪・風圧などで倒壊・飛散するおそれのないこと。
- ・道路標識や信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。

2 自家広告物等の許可基準

「(1)自家広告物等の総表示面積の基準」と、「(2)自家広告物等の個別基準」の双方を満たす必要があります。

(1)「自家広告物等」の総表示面積の基準 (条例16条、規則別表5)

- ・敷地内にある広告物の合計面積（総表示面積）の上限が、決められています。
- ・第1種許可地域は100㎡以下、第2種許可地域は200㎡以下です。
- ・商業施設等については、施設の延床面積に応じて、総表示面積の上限を段階的に定めています。

区 分			第一種許可地域	第二種許可地域
総表示面積	一般の施設の場合		100㎡以下	200㎡以下
	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下	250㎡以下
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下	350㎡以下
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下	450㎡以下
		15千㎡以上	300㎡以下	600㎡以下
	広告幕など許可期間が2か月以内のものは上記に参入しない。			
参考	一団の敷地を単位として総表示面積を規定 複合型商業施設など一団の敷地を利用するものについては、一団の敷地の合計で総表示面積を規制します。 			

(2)「自家広告物等」の個別基準

①屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一面25㎡以下	一面50㎡以下
高 さ	10m 以下、かつ建築物の高さの2/3 以下	15m 以下、かつ建築物の高さの2/3 以下
	地上から広告物の高さは46m 以下	
	階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに算入し、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物が建築基準法により、建築物の高さに算入される場合は、この限りではない。	
表示方法	建築物等の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。	
<模式図>		

②壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一面25㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3 以下	一面50㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/2 以下
表示方法	・建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。	
<模式図>		

③突出広告物

区 分	許可地域共通
広告物等の壁面からの突出幅	壁面から 1.5m 以下、かつ道路境界線から歩道上にあっては 0.6m 以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）にあっては 0.45m 以下
広告物等の下端の地上からの高さ	歩道上にあっては 3m 以上、車道上にあっては 4.7m 以上
表示方法	広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする。
その他	道路上に表示する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
＜模式図＞	

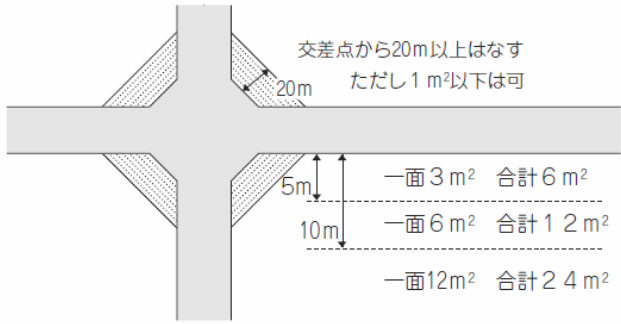
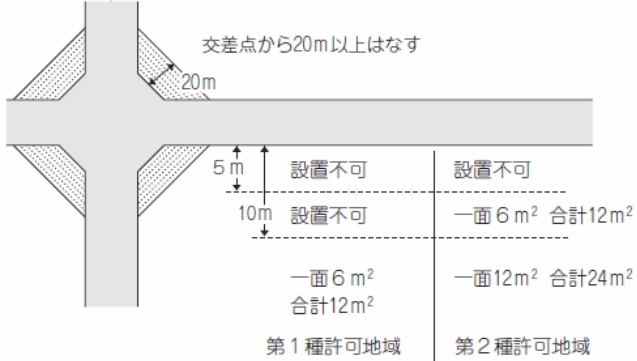
④広告板・広告塔（建植広告物）

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
高 さ	上端の地上からの高さ 13m 以下	上端の地上からの高さ 15m 以下
面 積	1面 15m ²	1面 30m ²
＜模式図＞	[上端高さ] $H \leq 13\text{m}$ [1面の面積] 15m²以下	[上端高さ] $H \leq 15\text{m}$ [1面の面積] 30m²以下

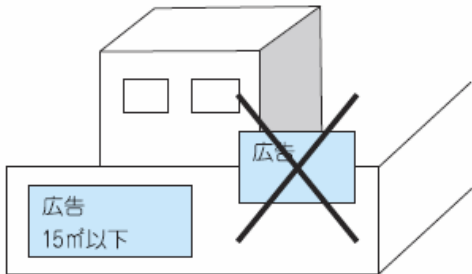
⑤電光掲示板等

電光掲示板等とは、電氣的に表示内容を変化させることができる広告物等をいいます。

許可地域に電光掲示板等を表示する場合は、非自家広告物もこの基準によります（禁止地域に表示することはできません。）。また、他の広告物と一体として表示する場合は、この基準を満たし、さらに全体として他の広告物の基準を満たす必要があります。

区 分		第一種許可地域	第二種許可地域
建築物及び建築物敷地を利用するもの	高 さ		
	建 植 する場合	5m 以下	1 3m 以下
	建 植 以外	7m 以下	1 3m 以下
	表示面積	道路からの後退距離が5m 未満の場合 : 1 面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下 // 5m 以上 10m 未満の場合 : 1 面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下 // 10m 以上の場合 : 1 面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下 建築物の壁面から突き出して設置する場合: 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下	
	表示方法	交差点から20m 以上離れた位置とする。(ただし表示面積1㎡以下のものは可)	
	<模式図>		
空地に建植するもの	高 さ	5m 以下	1 3m 以下
	表示面積	道路からの距離が5m 未満: 設置不可 道路からの距離が5m 以上 10m 未満: 設置不可 道路からの後退距離が10m 以上の場合: 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	
	表示方法	・交差点から20m 以上離れた位置とする。 ・相互間距離を5m 以上とすること。	
	<模式図>		
		第1種許可地域	第2種許可地域

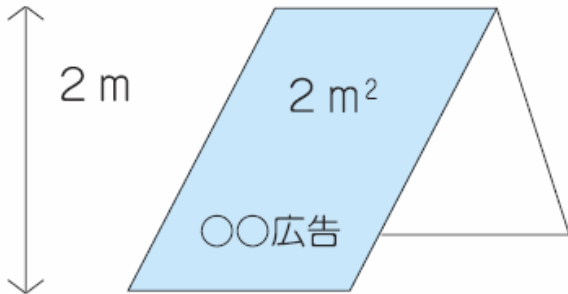
⑥塀広告物

区 分	許可地域共通
表 示 面 積	一面15㎡以下
表 示 方 法	塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと。
＜模式図＞	

⑦工事用仮囲いを利用して表示するもの

区 分	許可地域共通
表 示 面 積	・建築中の建物の壁面を利用したものの場合は、自家広告物壁面広告物の基準 ・平常の仮囲いを利用するものは、自家広告物の塀広告物の基準
表 示 内 容	・工事中の物件に関するものであること。 ・当該工事に係る施工者、発注者又は販売者が工事中の物件に関する内容を表示したものであること
表 示 方 法	・仮囲いにじか付け又はじか書きであること。 ・仮囲いの外郭線から突出しないこと。

⑧置看板

区 分	許可地域共通
高 さ	上端の地上からの高さ2m以下
面 積	1面 2㎡以下
表 示 方 法	道路上に突出しないこと。
＜模式図＞	

3 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準

① 屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一面 20 m ² 以下	一面 40 m ² 以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（p12 参照）。

② 壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表示面積	一面 20 m ² 以下、かつ合計で当該壁面面積の 1/3 以下	一面 40 m ² 以下、かつ合計で当該壁面面積の 1/2 以下

表示面積以外の基準は、自家広告物の基準と同じ（p12 参照）。

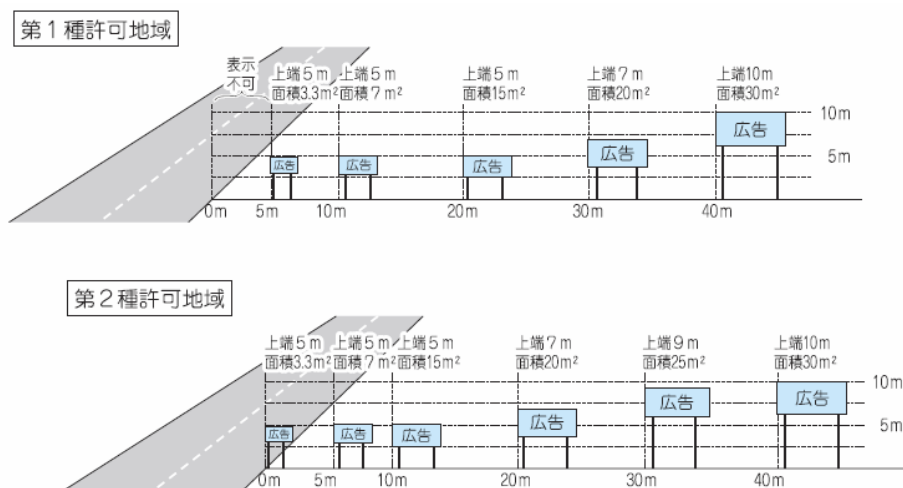
③ 建植広告物（道路沿線に設置するもの）

ア. 広告板・広告塔（野立広告）

- ・ 空地に表示された建植広告物を野立広告ということがあります。（禁止地域には設置できません。）
- ・ 表示内容は自由ですが、道路（官民境界を指します。）からの後退距離に応じて、表示面積が制限されます。

区 分		第一種許可地域			第二種許可地域		
表示面積等	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	高さ	一面面積	合計面積
	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m	3.3m ²	6.6m ²
	5m～10m未満	5m	3.3m ²	6.6m ²	5m	7m ²	14m ²
	10m～20m未満	5m	7m ²	14m ²	5m	15m ²	30m ²
	20m～30m未満	5m	15m ²	30m ²	7m	20m ²	40m ²
	30m～40m未満	7m	20m ²	40m ²	9m	25m ²	50m ²
	40m以上	10m	30m ²	60m ²	10m	30m ²	60m ²
表示方法		・ 交差点等の外縁から5m以上離れていること。 ・ 広告物相互の距離が5m以上であること。 ・ 形状は原則矩形であること。					

< 模式図 >

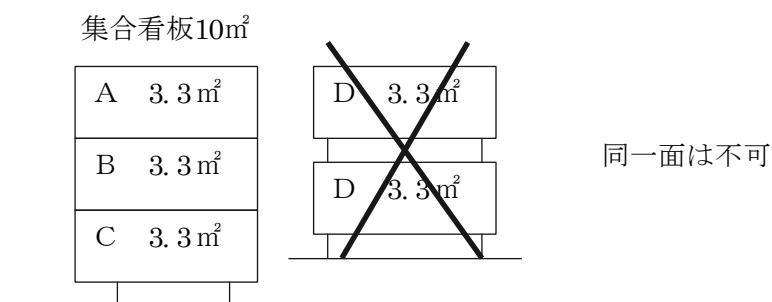
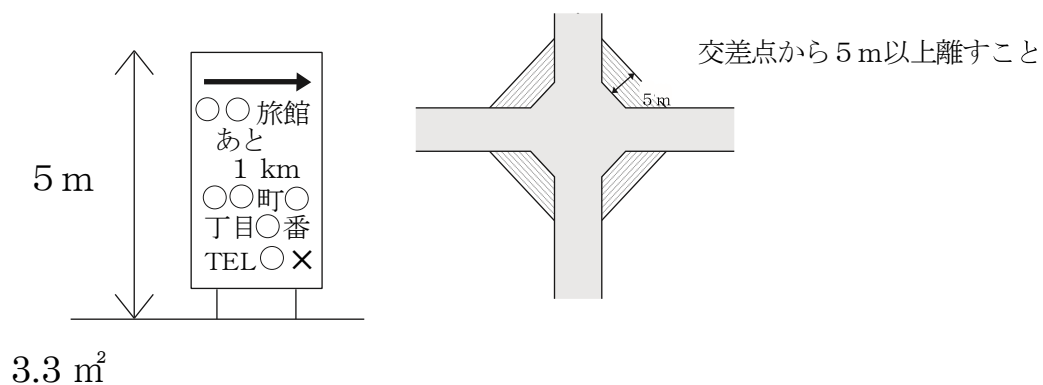


イ. 案内誘導広告物

- ・ 許可地域では3.3㎡以内、禁止地域では2㎡以内で表示できます。（禁止地域はp 9参照）
- ・ 特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するものですので、名称・方向・距離は必ず表示してください。
- ・ 案内誘導広告物に該当しない広告物は、「ア. 広告版・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域共通
表 示 面 積	・ 1面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下（表裏で） ・ 集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の広告は、3.3㎡以下）、合計20㎡以下
高 さ	5m以下
範囲及び個数	・ 目的地から10km以内 ・ 一つの交差点付近に3個以下
表 示 内 容	・ 施設や場所への誘導を目的としていること ・ 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること。
交差点からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表 示 方 法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。

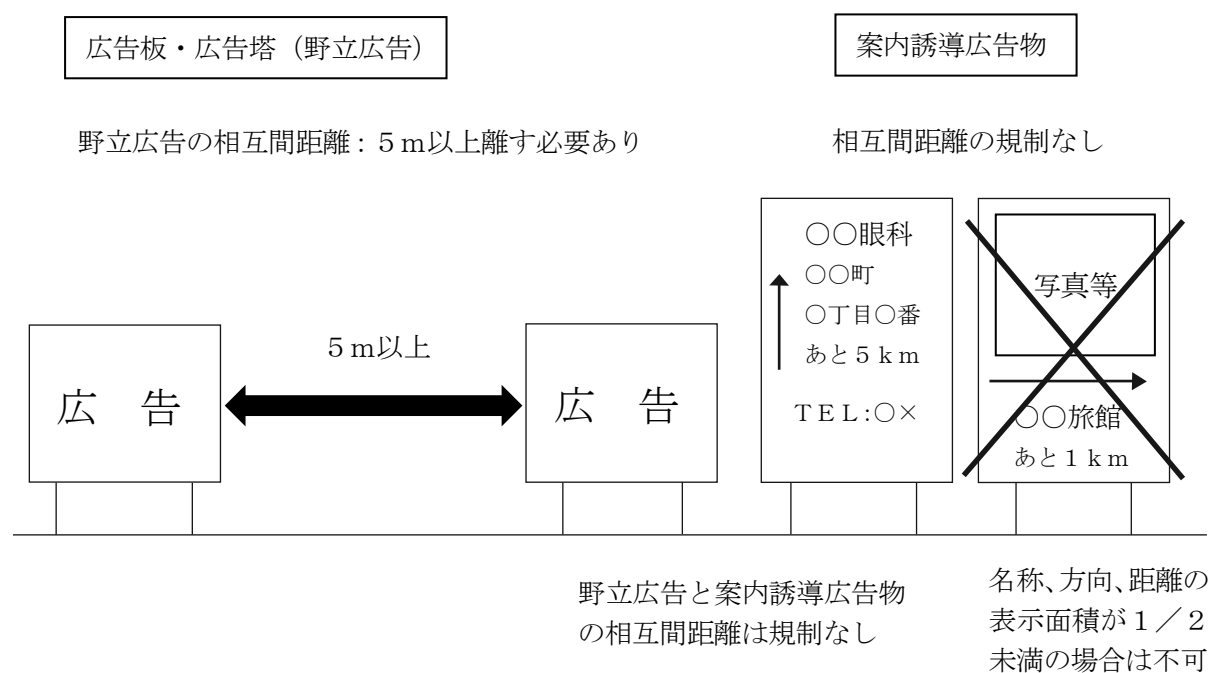
<模式図>



【参考】「広告板・広告塔（野立広告）」と「案内誘導広告物」の主な相違点

区 分	広告板・広告塔（野立広告）	案内誘導広告物
表 示 内 容	・自由（写真・商品名・イラスト等も可）	・名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の1／2以上 ※上記を満たしていれば、写真・商品名・イラスト等も表示可
表 示 面 積 等	・道路（官民境界）からの後退距離に応じ、表示面積等の制限あり （例）道路から5m未満の場合 ・第一種許可地域：設置不可 ・第二種許可地域：高さ5m、一面3.3㎡	・高さ5m、一面3.3㎡、合計6.6㎡
相 互 間 距 離	・「野立広告」同士の相互間距離：5m以上 ※野立広告と案内誘導広告物との相互間距離については規制なし	・「案内誘導広告物」同士の相互間距離：規制なし
禁 止 地 域 に お け る 扱 い	・設置不可	・一面2㎡以内で表示可能

<模式図>



ウ. 案内図板

- ・許可地域、禁止地域とも15㎡以内で設置できます。
- ・表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体の設置が一般的です。
- ・案内図板に該当しない広告物は、「道路沿いの建植看板」の基準に従ってください。

区 分	許可地域・禁止地域共通
表示面積	15㎡以下
高さ	5m以下
表示内容	地図、路線、鳥かん図を表示するものであること。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。
＜模式図＞	

④鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
鉄道等からの距離	50m以上	
高さ	10m以下	
表示面積	一面30㎡以下、かつ合計60㎡以下	
広告物の相互間の距離	30m以上	

⑤電光掲示板等

基準は、自家広告物の基準と同じ（p14 参照）。

⑥塀広告物

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
表示面積	一面2㎡以下	
表示方法	・塀にじか付け又はじか書きとし、壁面の外郭線から突出しないこと。 ・交差点から5m以上離す。	

⑦電柱広告物

区 分		許可地域共通	＜模式図＞
袖付 広告物	高 さ	車道上 地面から4.7m以上 その他 地面から3m以上	
	出 幅	0.6m以下	
	長 さ	1.2m以下	
	表 示 方 法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個 数	1個	
巻付 広告物	高 さ	1.2m以上	
	長 さ	1.5m以下	
	個 数	2個以下	

⑧街灯柱利用広告物

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
表示内容及び適用除外	商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること。	
個 数	柱1本につき1個	
広 告 物 の 下 端 高 さ	車道上 地面から4.7m以上 歩道上 地面から3m以上	
表 示 面 積	一面0.3㎡以下、かつ合計0.6㎡以下	
出 幅	0.6m以下	

⑨バス停利用広告物

区 分	許可地域共通
バス停留所標識利用するもの	個数 1個 表示面積 バス停留所標識の表示板の一面の面積の1/3以下
バス停の上屋を利用するもの	表示方法 道路上にあっては、道路占有の基準に適合するものであること。

⑩車体利用広告物

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
表 示 面 積	窓（ガラス）部及び正面を除いた車体表面に表示したものであること。	
表 示 方 法	・緊急自動車と紛らわしくないものであること。 ・運転者をげん惑させるおそれのある発行や色彩、素材を用いたものでないこと。 ※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外（適用除外p10参照）	

4 短期広告物（許可期間が2月以内）の許可基準

① 広告幕（懸垂幕・横断幕）

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
個 数	建築物の壁面に表示する懸垂幕の個数は、一壁面 4 個以下 支柱等を利用して表示する場合の個数は、一支柱 2 個以下	
高 さ	横断幕の下端の地上からの高さは、歩行者のある場所上にあつては 2m 以上、車両の通行がある場所上にあつては 4.7m 以上	
大 き さ	懸垂幕は、幅 1.2m 以下、長さ 15m 以下 横断幕（道路を横断している広告物）は、幅 0.9m 以下	

② アドバルーン

区 分	許可地域共通	＜模式図＞
規 格 等	広告物は長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下の布片に表示し、主綱に緊結すること。	
表 示 方 法	気球部に表示する場合は、じか書きとすること。	

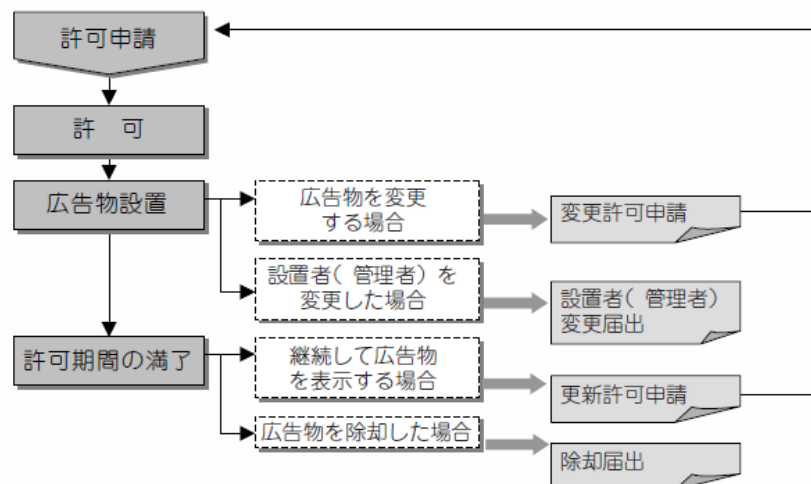
③ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）

区 分	許可地域共通	
は り 紙	枚 数	一面に同一のもの四枚以下
	表示面積	1.5㎡以下
は り 札	枚 数	一面に同一のもの四個以下
	表示面積	0.5㎡以下
立 看 板	大きさ	縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下
	表示方法	6 本以上表示する場合は、相互の距離を 5m 以上とすること
広 告 旗（のぼり旗）	大きさ	縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下
	表示方法	6 本以上表示する場合は、相互の距離を 5m 以上とすること
＜模式図＞		

Ⅵ 手続など

許可申請は、広告物を表示する地域を所管する土木事務所（又は市役所等）に行ってください。

1 許可申請の手続（条例7条）



①許可申請

長期（壁面広告物など許可期間が1年以上の広告物）と短期（簡易広告物など許可期間が2か月以内の広告物）とで申請書の様式が異なります。

長期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）」（様式第1号）を短期の広告物の場合は「屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）」（様式第2号）を利用してください。

申請書を2部作成の上、添付書類を添えて窓口へ持参、郵送、電子申請のいずれかの方法で提出してください。また、許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒を用意してください。

②許可の更新

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲出する場合には、安全性について点検を行い、その結果を添えて、期間満了日の30日前までに更新許可申請を行う必要があります。

更新許可申請を行わない場合には、屋外広告物を除却し、除却した旨を届け出る必要があります。なお、はり紙、はり札、立看板、広告旗などの簡易広告物は、更新許可申請を行うことはできません。

③変更許可申請

許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとするときは、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- ・ 許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え
- ・ 表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続が必要な場合があります。

- ・ 他人の土地や所有物に広告物を表示する場合には、所有者や管理者に承諾を得る必要があります。
- ・ 広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認（建築基準法）が、道路上に表示する場合には道路占用（道路法）・道路使用（道路交通法）の許可が必要です。
- ・ これ以外にも自然公園法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。

2 広告物を表示する者の責務（条例 21・22・23・24 条）

広告物を表示する者は、許可を受けた広告物について、次の義務があります。

①許可の表示

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、証票（シール）を交付しますので、許可を受けた広告物に添付してください。

②管理義務（管理者の届け出）

屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐため、広告物の設置者、管理者、所有者及び占有者は、「管理義務者」として、広告物を常に良好な状態に保ち、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、簡易広告物を除き、広告物の管理者を置くことが義務付けられています。

なお、管理者の資格は問いませんが、1面30㎡以上の屋上広告物の場合には、屋外広告士、一級建築士又は特種電気工事資格者を置くこととされています。

管理者の届け出は、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書によってください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には、省略することができます。

③点検義務（令和7年4月1日から適用）

屋外広告物の倒壊・落下は重大な事故につながるおそれがあります。そのため、広告物の所有者及び占有者は、日常の管理義務に加え、有資格者に当該広告物の点検をさせなければなりません。

また、安全性の見える化を図るため、有資格者による安全点検が行われた広告物の支柱等に、「点検済標識」を貼付しなければなりません。

【点検対象】

次のものを除くすべての広告物

- ・はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたもの
その他これらに類する軽易な広告物
- ・他法令の規定により同等の点検を行うとされているもの

【点検頻度】

3年を超えない期間ごと

【点検資格】

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者※
- ・建築士（一級、二級、木造）
- ・電気工事士
- ・電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）
- ・屋外広告物点検技能講習修了者
- ・広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練修了者等

※令和8年4月1日以降、高さ4mを超える広告物は、屋外広告物講習会修了者の資格のみでは点検できなくなります。

④除却義務（除却の届け出）

許可や届け出の期間が満了したとき、許可等が取り消されたとき又は広告物を表示する必要がなくなったときには、遅滞なく除却しなければなりません。その際、除却届けを提出してください。

3 許可手数料・許可期間 (条例別表、規則別表6)

広告物の種類ごとに、許可期間と手数料が定められています。

許可期間は、3 年以内とされており、屋外広告物の種類ごとに定められています。
 はり紙などの簡易広告物は、原則 2 月以内ですが、表面加工のない紙を使用したものは 1 月以内です。
 許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。
 手数料は、許可申請時に群馬県証紙で納付してください。

種類（区分）	許可期間	手数料	
		単位	金額
広告板、広告塔、電光掲示板等及びこれらに類するもの（置看板を含む。）	3 年以内	1 m ² までごと	480 円
アーチ		1 個	5,600 円
電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所標識を利用するもの	1 年以内	1 個	280 円
工事用仮囲いを利用するもの		1 m ² までごと	220 円
車体に表示 全体を利用するもの		1 台	1,000 円
するもの その他		1 個	300 円
はり紙	2月以内 ただし、表面加工 のない紙を使用した ものは1月以内	50 枚までごと	280 円
はり札		10 枚までごと	550 円
立看板		1 個	280 円
広告旗（のぼり旗）		1 本	220 円
広告幕		1 張	330 円
アドバルーン		1 個	1,500 円

VII 屋外広告業の登録

- ・ 群馬県内で「屋外広告業」を営む場合には、群馬県知事の登録が必要です。（前橋市、高崎市を除く）
- ・ 営業所ごとに業務主任者を配置し、屋外広告物の適正表示に努めなければなりません。
- ・ 屋外広告物を設置しようとするときは、必ず登録業者に依頼してください。
- ・ 県内の屋外広告業者登録簿は、群馬県ホームページに掲載しています。

1 屋外広告業 （条例2条）

「屋外広告業」とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等や単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わない場合は、「屋外広告業」には該当しません。

2 屋外広告業の登録 （条例32条）

群馬県内で「屋外広告業」を営む場合には、たとえ請負件数が1件しかない場合であっても、本社や営業所等が県内になくても、群馬県知事の登録が必要です。（申請窓口：県庁都市計画課）
登録の有効期間は5年です。

なお、登録を受けた場合には、営業所に、登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。

また、登録事項に変更があった場合には届出が、期間満了後も継続して営業する場合には登録の更新が、それぞれ必要となります。

3 業務主任者の設置 （条例34条）

屋外広告業者は、条例の規定を遵守して屋外広告物を適正に表示するため、営業所ごとに、業務主任者を選任し、その業務を行わなければなりません。

① 業務主任者の資格要件

- ・ 屋外広告士、都道府県の屋外広告物講習会修了者
- ・ 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

② 業務主任者の役割

- ・ 法令の遵守その他業務の適正な実施を確保すること。
- ・ 帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録すること。

VIII 違反広告物に対する措置、罰則

- ・ 条例に違反して広告物を表示した場合には、勧告や措置命令が行われます。
- ・ 従わない場合には、屋外広告業の登録が取り消されたり、告発される場合があります。
- ・ また、悪質な場合には、罰金刑等に処せられる場合があります。

1 違反広告物

条例や規則に違反した広告物（違反広告物）とは、次のような場合をいいます。

- ① 禁止地域や禁止物件に広告物を表示したとき
- ② 許可地域で許可を得ないで広告物を表示したとき
- ③ 禁止広告物を表示したとき
- ④ 許可条件に違反したり、管理義務や除却義務を怠ったとき

2 違反広告物に対する措置（条例25条の2、26条）

違反広告物を表示すると、屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置（行政処分）が行われる場合があります。

- ① 勧告
違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など必要な措置を行うよう、土木事務所長等が文書で勧告します。
- ② 措置命令
勧告に従わない場合には、さらに措置命令を発します。
この命令に従わない場合には、屋外広告業の登録が取消されたり、告発する場合があります。

なお、違反広告物が、はり紙や立看板など簡易広告物の場合、職権により除却したり、ボランティアが除却する場合があります。

3 罰則（条例第5章）

条例に違反して、広告物を表示したり、屋外広告業を営んだりすると、次のような罰則が課せられる場合があります。

なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- ① 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けたとき、営業停止の命令に違反した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ② 勧告や措置命令に従わなかった場合（50万円以下の罰金）
- ③ 条例に違反して禁止地域や禁止物件、許可地域に表示した場合、除却義務違反、立ち入り検査妨害、業務主任者を選任しなかった場合（30万円以下の罰金）
- ④ 立ち入り検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合（20万円以下の罰金）
- ⑤ 必要な届出をしなかった場合（10万円以下の罰金） など

Ⅸ 条例違反に対する氏名公表、業者監督処分

- ・ 条例違反者に対しては、勧告が行われます。
- ・ 勧告に従わない場合には、氏名等を公表される場合があります。
- ・ また、条例違反者が屋外広告業者で悪質な場合には、登録の取消しや 6 か月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

1 氏名公表 (条例25条の2)

屋外広告業者（無登録業者を含む）や広告主が、違反広告物を表示し、さらに勧告に従わない場合には、氏名を含む違反事実の公表を行う場合があります。

2 登録の取消し、営業停止処分 (条例35条の2)

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや 6 か月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- ・ 違反広告物を表示したとき
- ・ 業務主任者を配置していないとき
- ・ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ・ 役員等が罰金以上の刑（他県の条例違反も含む）に処せられたとき など

なお、本県では、屋外広告業者に対する監督処分をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって同条例の適正な執行に資することを目的として、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」を定めています。

条例違反など一定の事由に該当した屋外広告業者について、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」に基づき、聴聞等の手続を経た上で、屋外広告業登録の取消処分又は営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分を行います。

処分の例については、以下のとおりです。（中核市である前橋市及び高崎市においても同様の基準で運用しています。）

- | | |
|--|-------------|
| (1) 不正登録、登録拒否事項に該当した、措置命令・営業停止命令に違反した等 | → 登録の取消し |
| (2) 許可等を受けずに屋外広告物を表示又は設置した、虚偽の届出をした等 | → 30日間の営業停止 |
| (3) 屋外広告物又は屋外広告業についての報告、資料の提出、検査を拒んだ等 | → 15日間の営業停止 |
| (4) 許可等の証票をはり付けなかった、除却・管理者等の届出をしなかった等 | → 7日間の営業停止 |
| (5) 屋外広告業者の標識を掲げない、屋外広告業者としての帳簿を備えない等 | → 3日間の営業停止 |

X 屋外広告物許可の申請窓口

令和7年4月1日現在

	申請先	所在地	TEL	所轄区域 (広告物を表示する場所)
県の土木事務所	渋川土木事務所 施設管理係	〒377-0027 渋川市金井395	0279-22-4055	渋川市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎土木事務所 施設管理係	〒372-0007 伊勢崎市安堀町247-1	0270-25-4010	玉村町
	藤岡土木事務所 施設管理係	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5	0274-22-2156	上野村、神流町
	富岡土木事務所 施設管理係	〒370-2454 富岡市田島343-1	0274-63-2255	南牧村、甘楽町
	安中土木事務所 施設管理係	〒379-0116 安中市安中3711-1	027-382-1350	安中市
	中之条土木事務所 施設管理係	〒377-0424 中之条町大字中之条町709-1	0279-75-3047	長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
	沼田土木事務所 施設管理係	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-24-5511	沼田市、片品村、昭和村、 みなかみ町
	桐生土木事務所 施設管理係	〒376-0011 桐生市相生町2-331	0277-53-0121	みどり市
市町村	館林土木事務所 施設管理係	〒374-0052 館林市栄町23-1	0276-72-4355	館林市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町
	前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6974	前橋市
	高崎市役所 都市計画課 景観室 屋外広告物担当	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1350	高崎市
	桐生市役所 都市計画課 景観係	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	0277-46-1111	桐生市
	伊勢崎市役所 都市計画課 景観係	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410	0270-24-5111	伊勢崎市
	太田市役所 都市計画課 景観係	〒373-8718 太田市浜町2-35号	0276-47-1111	太田市
	藤岡市役所 都市計画課 計画係	〒375-8601 藤岡市中栗須327	0274-22-1211	藤岡市
	富岡市役所 都市計画課 景観係	〒370-2392 富岡市富岡1460-1	0274-62-1511	富岡市
	下仁田町役場 建設水道課 管理係	〒370-2601 下仁田町大字下仁田682	0274-64-8807	下仁田町
	中之条町役場 建設課 都市計画・住宅係	〒377-0494 中之条町大字中之条町1091	0279-75-8828	中之条町
	川場村役場 むらづくり振興課 森林環境係	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2390-2	0278-52-2111	川場村

XI 屋外広告業登録の申請窓口

令和7年4月1日現在

	申請先	所在地	TEL	所轄区域 (広告物を表示する場所)
県	群馬県都市計画課	〒371-0851 前橋市大手町1-1-1	027-226-3652	前橋市及び高崎市を除く区域
中核市	前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6974	前橋市の区域
	高崎市役所 都市計画課 景観室 屋外広告物担当	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1350	高崎市の区域

< ヌ ㇿ >